

告示

埼玉県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年一月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地
同	澤田 勇夫	同 大字菅間七百二十六番地
同	塩野 富雄	同 大字石田本郷二百九番地
同	吉澤 敏之	同 大字鴨田八百六十六番地
同	鈴木 健治	同 大字鹿飼五百四十四番地
同	三上 喜久藏	同 大字古谷上二千百十七番地一
同	渋谷 實	同 五千六百六十三番地一
同	齊藤 秀一	同 大字古谷本郷九百五十七番地
同	櫻井 秋雄	同 大字小中居七百七十九番地
同	加藤 浩	同 大字牛子二十八番地一
同	原田 幹夫	同 大字今泉三百九十二番地二
同	関根 利明	同 大字久下戸二千八百七十六番地
同	程島 政晴	同 大字渋井四百二十二番地
同	新井 則幸	富士見市大字東大久保二千九百九十三番地
同	宇津木 寿子	川越市脇田新町十八番地十七
同	新井 幸枝	富士見市大字東大久保三百四十三番地
監事	忍田 衛	川越市大字鴨田七百三十四番地一
同	杉浦 朗	同 大字古谷上三千七百四十三番地
同	木下 章	川越市大字萱沼二千番地四
同	新井 規泰	富士見市大字東大久保七百二十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	内田 光夫	埼玉県川越市大字北田島三百六十六番地
同	澤田 勇夫	同 大字菅間七百二十六番地
同	矢島 一雄	同 大字石田本郷四百四番地

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
新井則幸同	木下章同	沼野孝同	西島進同	鴻村和男同	宮崎淳同	若海玄平同	新井透同	栗原政仁同	秦隆之同	堀井重樹同	渋谷實同	三上喜久藏同	新井義平同	西島貞一同	
富士見市大字東大久保二千百九十三番地	同 大字萱沼二千番地四	同 大字古谷上七百七十八番地一	川越市大字鴨田二百五十一番地一	富士見市大字東大久保二百二十番地	同 大字古市場百八十一番地	同 大字久下戸千八百十番地二	同 大字並木三百七十四番地二	同 大字南田島千五百八十四番地	同 大字大中居二百八十番地一	同 大字古谷本郷千四百五番地一	同 五千六百六十三番地一	同 大字古谷上二千百十七番地一	同 大字中老袋三百六十六番地一	同 大字鴨田八百二十四番地一	